

## 東近江市結婚サポート連絡会会則

(名称)

第1条 本会は、東近江市結婚サポート連絡会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、若い男女が本市に定住移住することを促進するため、独身男女の結婚に向けた出会い創出などの支援（以下「結婚支援」という。）を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 結婚支援に関すること。
- (2) 構成団体等が行う結婚支援事業の調整、広報及び情報交換に関すること。
- (3) その他、本会の目的達成に必要なこと。

(構成)

第4条 本会は、まちづくり協議会及び本市内で非営利で結婚支援を行い、本会の目的に賛同する団体で構成する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 1名

2 会長は、第4条の構成団体の互選により選出する。

3 副会長及び監事は会長の指名による。

4 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

5 役員の内任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員の内務)

第6条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは副会長がその職務を代行する。

3 監事は、会計を監査する。

(会議)

第7条 本会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(守秘義務)

第8条 本会の事業運営上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 本会の事務を処理するため東近江市企画課内に事務局を置く。

(経費)

第10条 本会の経費は、市委託料及びその他の収入をもって充てる。

(その他)

第11条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この会則は、平成29年3月27日から施行する。

付 則

この会則は、平成30年4月1日から施行する。